

全議M1第9号

令和5年3月2日

市議会議長 各位

全国市議会議長会
会長 清水 富雄

〇〇市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（例）及び 条例施行規程（例）の送付について

平素は本会の運営に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年12月10日に成立した地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号）により、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされることとなりました（令和5年3月1日施行）。

同改正法の国会における審議過程においては、附帯決議がなされ、政府は「議員の職務執行の公正、適正を損なうこととならないよう、改正趣旨の周知徹底と併せ、各地方公共団体において議員個人による請負の状況の透明性を確保するための対応について、必要に応じて適切な助言を行う」こととされました。

さらに、令和4年12月16日付け総行第351号による総務大臣通知において、「議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれることがないよう、例えば、条例等の定めるところにより、地方公共団体に対し請負をする者である議員が、当該請負の対価として各会計年度に支払を受けた金銭の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することとするなど、各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適当であること。」との助言がなされました。

こうしたことを踏まえ、本会では、各市議会における議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組例として、〇〇市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（例）及び条例施行規程（例）を総務省と協議のうえ、作成しましたので、条例（例）等の条文解説と併せて参考としてお示しします。

なお、「議員の請負の状況の公表に関する条例」を制定するにあたっては、必ずしも令和5年3月議会中の制定、施行が求められるものではなく、その制定時期は、各市議会の実情に応じてご判断いただきますよう、よろしく願いいたします。

また、今回の法改正の施行通知及び関係資料を本会のHPに掲載させていただくことも併せてお知らせします。

担当 企画議事部（議事担当）

TEL 03-3262-2303

FAX 03-3263-5751

Email chousa@si-gichokai.gr.jp